日本経済の抱える課題

社会保障・税一体改革によって 日本経済は再建できるのか

内閣官房参与 峰崎直樹 2011年11月25日一橋大学政策フォーラム

はじめに

- 財政の重要性に対する認識を高めよう(ソブリンリスクに喘ぐ EU)
- ・ 無駄を省いて、何とかなるレベルを超えている日本財政
- 一般会計と特別会計合わせて207兆円、その10%(20兆円)ぐらい何とでもなったのか
- マニフェスト財源16,8兆円捻出が不可能であったという重い事実
- 国際社会から見たとき、日本の国民負担率はアメリカ並みの 低さ、引き上げの余地あり
- インフレによる大増税こそ、最悪の選択
- 巨大な財政赤字があり、中福祉でも高負担、中負担なら低福祉しか望めない現実

PIIGS諸国の財政状況

(参考2)PIIGS諸国の財政状況

PIIGS諸国の財政状況は、日本と比べて極端に悪いわけではありませんが、厳しい経済情勢の中での財政再建を余儀なくされています。

■ 実質GDP成長率

77,77							
	2008	2009	2010	2011	2012		
ポルトガル	0.0	▲ 2.5	1.3	▲ 2.2	▲ 1.8		
アイルランド	▲ 3.5	▲ 7.6	▲ 1.0	0.6	1.9		
イタリア	▲ 1.3	▲ 5.2	1.3	1.0	1.3		
ギリシャ	1.0	▲ 2.0	▲ 4.5	▲ 3.5	1.1		
スペイン	0.9	▲ 3.7	▲ 0.1	0.8	1.5		
(参考) 日本	▲ 4.1	▲ 2.4	2.3	0.1	2.9		

■ 財政収支対GDP比

	2008	2009	2010	2011	2012
ポルトガル	▲ 3.5	▲ 10.1	▲ 9.1	▲ 5.9	▲ 4.5
アイルランド	▲ 7.3	▲ 14.3	▲ 32.4	▲ 10.5	▲ 8.8
イタリア	▲ 2.7	▲ 5.4	▲ 4.6	▲ 4.0	▲ 3.2
ギリシャ	▲ 9.8	▲ 15.4	▲ 10.5	▲ 9.5	▲ 9.3
スペイン	▲ 4.2	▲ 11.1	▲ 9.2	▲ 6.3	▲ 5.3
(参考) 日本	▲ 4.8	▲ 9.6	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 7.3

■ 債務残高対GDP比

	2008	2009	2010	2011	2012
ポルトガル	71.6	83.0	93.0	101.7	107.4
アイルランド	44.4	65.6	96.2	112.0	117.9
イタリア	106.3	116.1	119.0	120.3	119.8
ギリシャ	110.7	127.1	142.8	157.7	166.1
スペイン	スペイン 39.8		60.1	68.1	71.0
(参考) 日本	(参考) 日本 156.6		182.6	184.6	_

(出典) 日本:内閣府・財務省公表資料、諸外国:欧州委員会「2011年春 の経済見通し」

(注1)日本は年度ベース、諸外国は暦年ベース。

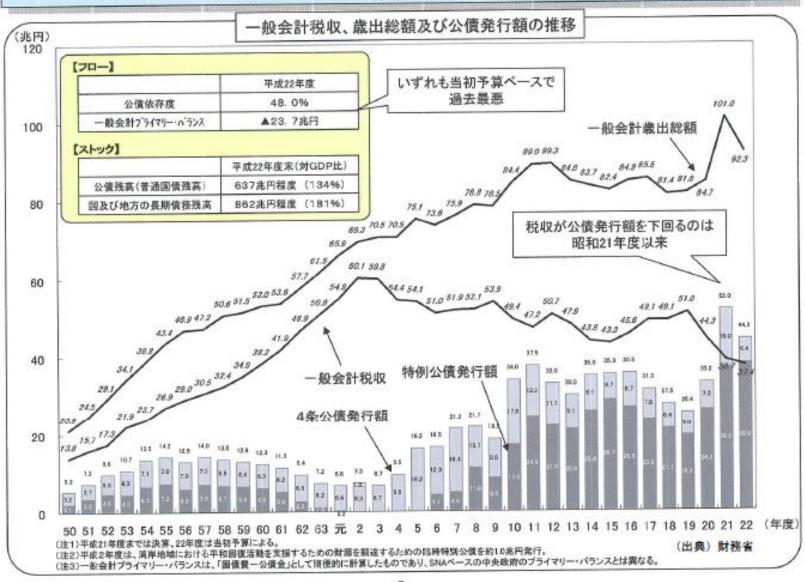
(注2)日本:実質GDP成長率及び債務残高対GDP比は、2010年度まで は実績値、2011年度以降は見通し。

財政収支対GDP比は国・地方ベースで、2009年度までは実 積値、2010年度以降は見通し。

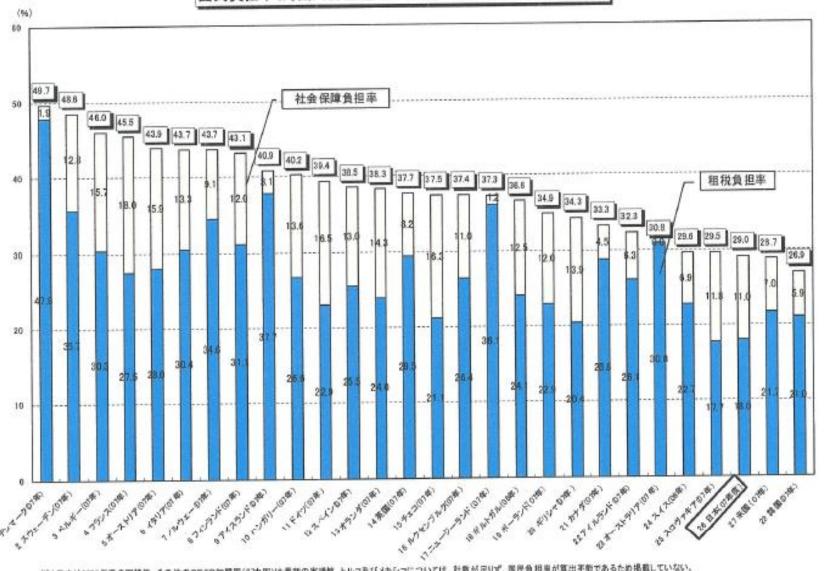
諸外国:2009年までは実績値、2010年以降は見通し。

(注3)日本の債務残高は、国・地方を合わせた長期債務残高。

平成22年度 我が国の財政事情



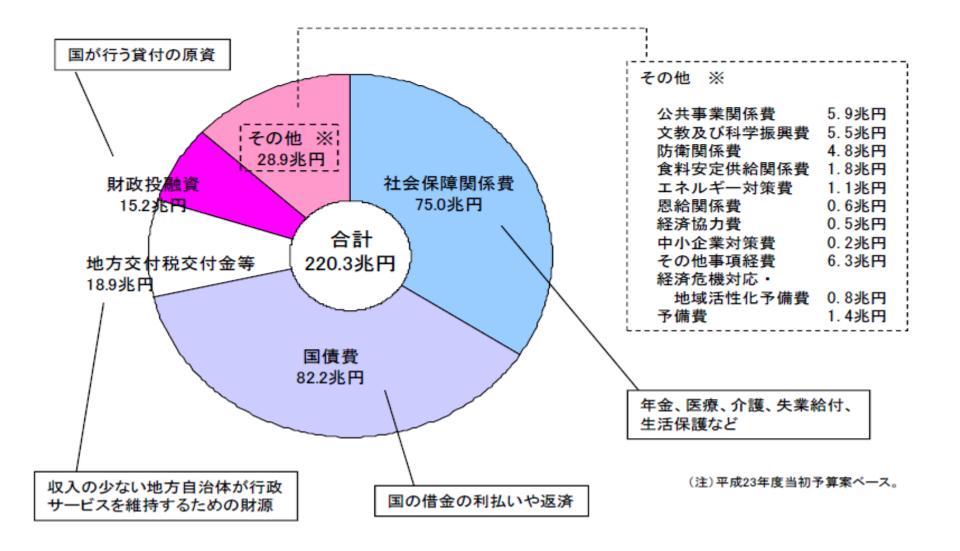
國民負担率(対国内総生産比)の国際比較(OECD加盟28カ国)



(注)日本は2007年度の実績値。その他のOECD加盟国(27カ国)は最初の実績値。トルコ及びメキシコについては、計数が足りず、個民負担率が第出不能であるため掲載していない。 (出典)日本:内閣府「国具経済計算」等、諸外国: National Accounts 2009(OECD) Revenue Statistics(OECD)

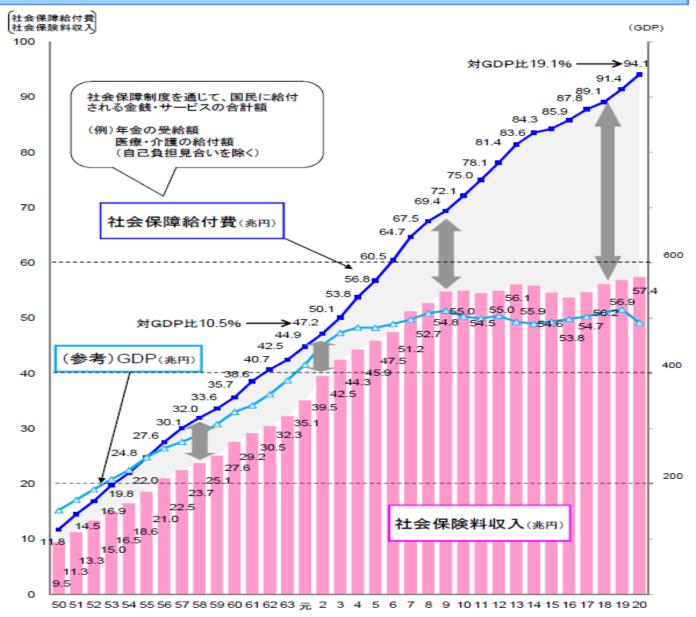
一般会計・特別会計の主要経費別純計

この主要経費別純計とは、一般会計歳出総額(23年度92.4兆円)と特別会計歳出総額(同384.9兆円) の合計から会計間の入り繰りを控除し、政策分野ごとに整理したものです。いわば国全体の歳出の全体 像を示すものです。



社会保障給付費と社会保険料収入の推移

我が国では、高齢化の進展等にともなって、社会保障給付費が大きく伸びてきています。一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しており、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にあります。この差額は、主に国や地方自治体の税負担でまかなわれることとなります。



1,日本経済の抱える課題

- (1)デフレの継続
- (2)財政赤字の拡大
- (3)社会保障の矛盾の拡大

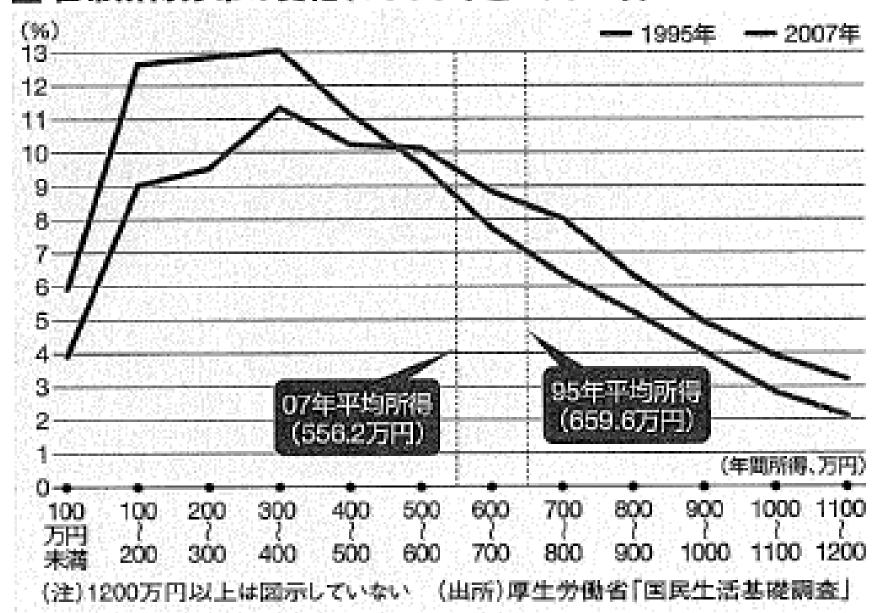
2,デフレからの脱却に向けて

- (1)デフレの要因 (その一)
- ①需要不足の存在(2010年版「経済財政白書」)
- ②ゼロ金利政策の継続(失われた金利収入・限界企業の救済・バブルからの脱却には金融政策は無効では)
 - ③貯蓄の増大と投資の停滞

(2)デフレの要因(その二)

- ①リストラによる雇用不安(限界企業の存続より労働者の技能向上)
- ②賃金の低下、内需の低下(国ができる一次分配政策としての最低賃金の底上げ、それに対応できるビジネスモデルを)
- ③合成の誤謬(国家は国民をリストラできない)

■ 世帯所得分布の変化(1995年と2007年)

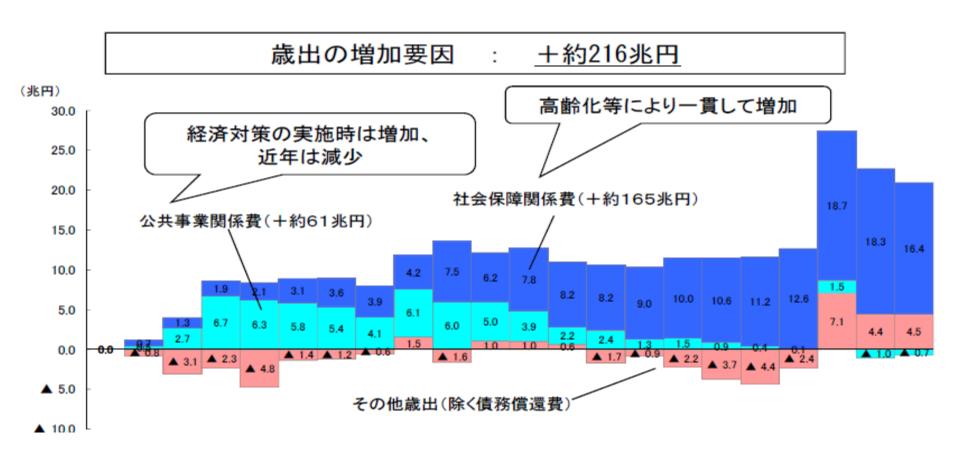


- (3)いかにして内需を拡大していくのか
- ①公共事業による財政支出政策は何をもたらしたのか(ストックの飽和化)
- ②確実に存在する需要は社会保障分野だ(ストックではないだけに飽和化することはない)

公債残高の増加要因

特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の公債残高の累増について見てみると、歳出面では、90年代は公共事業関係費の増加が主要因でしたが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加が主要因となっています。また、歳入面では、景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっています。

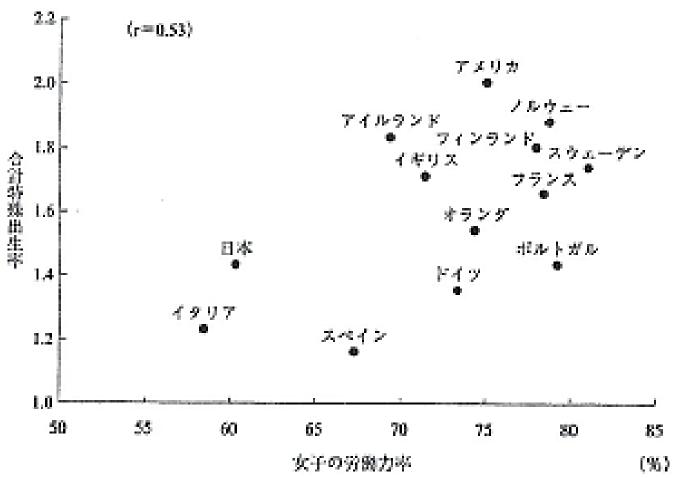
平成2年度末から23年度末にかけての公債残高増加額:約500兆円



3,社会保障の現実

- (1)少子化の進展とその要因
 - 日本型福祉社会の破たん(企業・家族依存)
- (2)社会保障水準の国際比較
- 高齢者から始まった改革、子育てや若者の 貧弱な社会保障
- (3)先進国の大転換期(1970~80年代)
- 産業構造の転換、女性の高学歴化、子供を 持つ機会費用の増大
- (4)国民負担率の国際比較 とくに租税負担率の低さが顕著

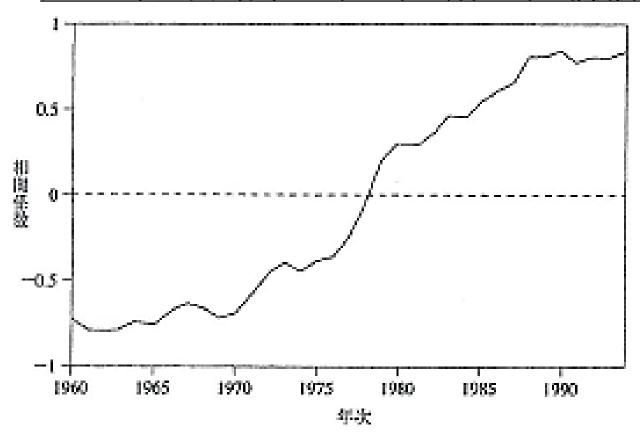
女性(25-34歳)の労働力率と出生率(1995年)



出所)21世紀に向けての社会保障編集委員会編(2000)「21世紀に向けての社会保障―― 社会保障構造の在り方について考える有識者会議』中央法規。p.474. 【第3同会議(2000年3月16日)配付資料】

責料)女子の労働力率は、OBCD, Labour Force Statistics, 1996. 出生率は、Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 1997.

先進12か国の合計特殊出生率と女性の労働力率の相関関係

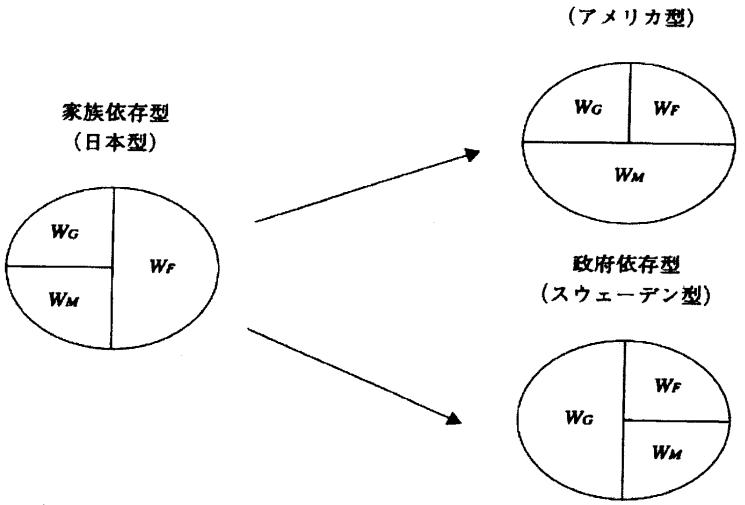


(Β)θί) Engelhardt, Kögel and Pralawertz (2001), ρ. 6.

建)先進12カ国には次の国が含まれる:ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、イケリア、 日本、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、西ドイフ(使一後は田南ドイツ)

家計内生産の外部化の方法

市場依存型



注)WF, WM, WGは、それぞれ家計、市場、政府が生産する福祉サービス。

社会保障と国民生活

	スウェーデン	アメリカ
家計支出に占める割合(%)として		
民間の保健,教育,私的年金	2.7	18.8
デイ・ケア (子供のいる家族)	1.7	10.4
計	4.4	29.2
税	36.8	10.4
計+税	41.2	39.6

出所) Esping-Andersen (1999), p.177. Table 9.1 より一部抜粋 〔邦訳, p. 247)

権丈(2004), p. 118, p.139.

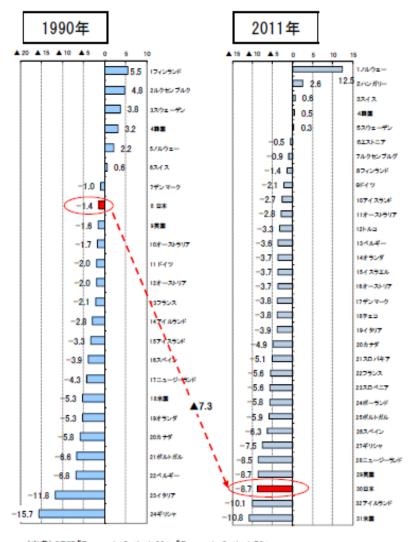
政府の租税収入(対GDP比)

1991年 2008年 20 20 1デンマーク **リデンマーク** 2ニュージーランド 2スウェーデン 3アイスランド 1スウェーデン 33.7 4/ルウェー 328 4フィンランド 5ニュージーランド 33.7 31.8 5カナダ 31.1 6フィンランド 6/ルウェー 7ベルギー 30.3 29.1 7アイスランド 29.8 04997 29.0 ロハンガリー 28.9 9 28.6 9アイルランド 28.6 10オーストリア 28,307 10オランダ 27.3 リカナダ 27.2 ロフランス 日英国 28,284 27.1 ロハンガリー 27.7 12434-27.1 14オーストラリア 27.0 10オーストリア 25.5 15ルクセンブルグ 26.2 143 - 215 17 24.6 16オランダ 25.6 154997 24.5 17ポルトガル 238 18ルクセンブルグ 23.7 10アイルランド 17フランス 23.8 22.9 19ポーランド 23.3 10ポーランド 22.9 20ドイツ 223 19849 22.2 21747 21.5 22スペイン 207/4/2 21.1 21.1 2279 21ポルトガル 21.0 20.7 24前面 20.8 22日本 20.3 25年リシャ 20.1 21米国 20.0 267 = 3 19.3 24247 27余国 18.6 254NJS+ 20メキシコ 2600 18.2 295-8-2 13.5 27メキシコ 17.4 10.7月 ヴァキア 12.5 201-6-2 17.4 31日本

(出典) OECD「Revenue Statistics」、同「National Accounts 2010 vol.Ⅱ」、内閣府「国民経済計算」等 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2)1991年のスウェーデンの数字は、68SNAベースによる計数。 (注3)2008年の数字は、日本は2008年度、スイスは2007年の値。

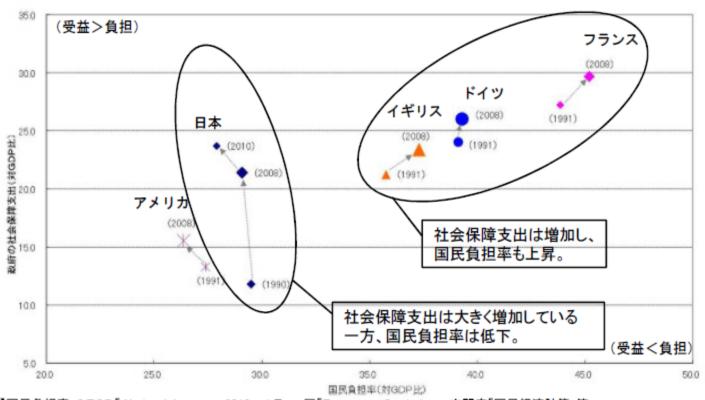
政府の財政収支(対GDP比)



- (出典) OECD「Economic Outlook 89」、「Economic Outlook 76」
- (注)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は 社会保障基金を除いたベース。日本の2010年の財政収支は単年度限りの特殊要囚を除いた数値。

主要国における社会保障支出と国民負担率の関係【2008年】

社会保障支出は、主要国でも、高齢化の進展により増加しており、特に高齢化が進んでいる日本では、増加が顕著です。一方で、国民負担率の水準は、主要国では概ね上昇していますが、日本においてはむしろ低下しています。



【出典】国民負担率: OECD「National Accounts 2010 vol.Ⅱ 」、同「Revenue Statistics」、内閣府「国民経済計算」等 社会保障支出: IMF「Government Finance Statistics Yearbook2002」、OECD「Economic Outlook 78」、同「National Accounts 2010 vol.Ⅱ」、同「Stat Extracts National Accounts」

- (注1)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
- (注2)国民負担率:日本は1990年度及び2008年度は実績、2010年度は実績見込み。その他の国は1991年及び2008年の実績。
- (注3)政府の社会保障支出:日本は1990年度、2008年度は実績、2010年度は財務省による粗い試算。その他の国はいずれも実績(暦年値)。

4,日本財政は持続可能か

(1)日本財政の現状

財政規律の崩壊状態(フローの赤字をストックで 埋める) 累積赤字がGDP比200%(1945年と同じ水準)

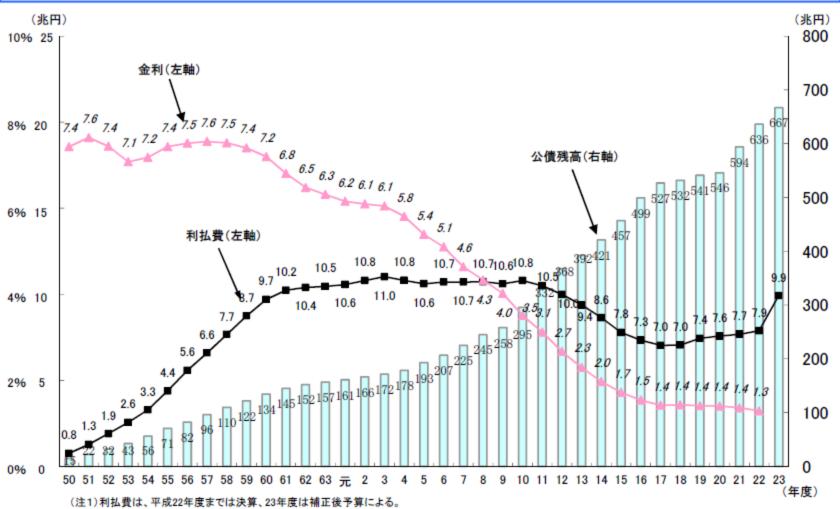
(2)金利に脆弱な日本財政

日本国債は低金利に救われている いつまで続くことが可能か

- (3)財政運営戦略(2010年6月閣議決定)について 目標達成は可能か
- (4)震災復興財源について 本来的には、一時的な財源なのだが

利払費と公債残高

他国に例を見ない債務残高の累増もあり、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。



(注2)公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成22年度末は実績見込み、23年度末は補正後予算に基づく見込み。

〇 財政運営戦略(平成22年6月22日 閣議決定)

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標		
① <u>国・地方の基礎的財政収支</u> (プライマリー・ バランス)			
・遅くとも <u>2015 年度までに赤字対GDP比を</u> <u>2010 年度から半減</u>	2021年度以降において、国・地方の公債 等残高の対GDP比を安定的に低下させ		
・遅くとも2020 年度までに黒字化	3		
② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標			
③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続			

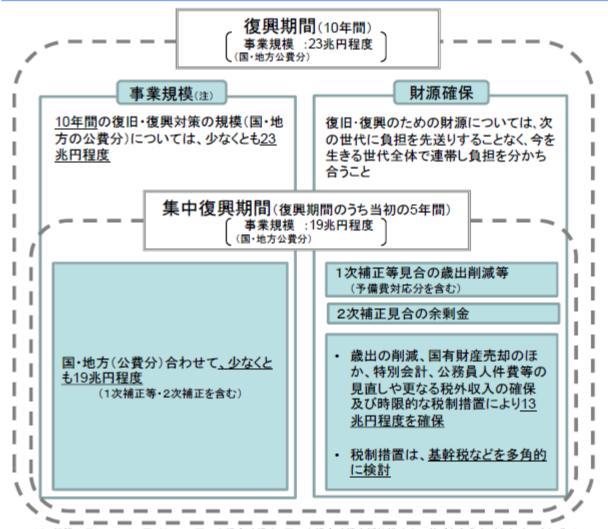
※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

5,社会保障・税一体改革と復興財源

- (1)何よりも優先されるべき復興財源 復興連帯税 電源開発税他
- (2)土台になった「社会保障国民会議」「安心社会実現会議」等の報告
- (3)社会保障国民会議の試算について
- (4)社会保障・税一体改革における改革内容と 必要財源

Ⅲ.東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日復興対策本部決定)

平成23年7月29日、政府の復興対策本部で復興基本方針を決定し、10年間の復興期間のうち当初の 5年間の集中復興期間に少なくとも19兆円の財政措置を講じることとしました。この方針をベースに、平成23年度第3次補正予算案の編成など復興への取り組みを本格化させることとしています。(※事業規模については決定時点での見込みであり、今後の議論等を踏まえ変更となる可能性があります。)



(注)規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は 含まれていない。

社会保障と税の一体改革

議論の経緯

政府・与党社会保障改革検討本部は、社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の様々な議論の 積み重ねを尊重したうえで、集中的な検討の成果をもとに社会保障・税一体改革成案を取りまとめまし た。今後は、本成案に基づき更に検討を進め、その具体化を図ることとしています。

<平成20年>

社会保障国民会議(最終報告·H20.11)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム(H20.12)

21年度税制改正(H21.3)

[21年度税制改正関連法附則104条]

経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消 費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な <平成21年> 法制上の措置を講ずるものとする。

安心社会実現会議(報告·H21.6)

<平成22年>

政府·与党社会保障改革検討本部(H22.10)

民主党・税と社会保障の抜本改革調査会中間整理(H22.12)

社会保障改革に関する有識者検討会報告(H22.12)

社会保障改革の推進について(H22.12.14閣議決定)

社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必 要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進 め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその 実現を図る。

<平成23年>

社会保障改革に関する集中検討会議

- 社会保障・税一体改革の集中的な検討、国民的なオープンな議論
- ·平成23年2月5日 第1回開催 ⇒ 第6回(5月12日)「厚生労働省案」 ⇒ 第10回(6月2日)「社会保障改革案」

「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党 社会保障と税の抜本改革調査会(H23.5))

「国と地方の協議の場」(6月13日) 等、地方団体との意見交換

政府・与党社会保障改革検討本部 成案決定会合

- ・社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置。
- 第1回を6月8日に開催。以降、第5回(6月30日)まで開催。

「社会保障·税一体改革成案」(H23.6.30政府·与党社会保障改革検討本部決定)

⇒ 7月1日 閣議報告

社会保障改革の全体像

社会経済諸情勢の変化

○現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加 等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の 顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳し い経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の変化が発生



- ・社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の議論の積み重ねを尊重
- ・社会保障改革に関する有識者検討会報告(「3つの理念」、「5つの原則」)

改革の基本的考え方

- ・全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高める すべての人が社会保障の受益者であることを実感。生き方や働き方に中立的で選択できる社会、 参加が保障される社会。
- ・より公平・公正で自助・共助・公助のバランスにより支えられる社会保障制度に改革 サービスの不足、就職難、ワーキングプア、社会的疎外、虐待などの国民が直面する現実の課題 への対応。包括的支援体制の構築。
- 給付と負担のバランスを前提として、それぞれOECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計
- ⇒中規模・高機能な社会保障体制を目指す。



改革の優先順位と個別分野における 具体的改革

- ①子ども・子育て支援、若者雇用対策、②医 療・介護等のサービス改革、③年金改革、④ 「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低 所得者対策」についてまず優先的に取り組む。
- 個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項 目の内容を併せて提示



社会保障・税に関わる共通番号制度 の早期導入

Ⅱ 社会保障費用の推計

- Iの社会保障改革に係る費用を推計
- ⇒追加所要額(公費)は、約2.7兆円程度(2015年度) 充実による額 3.8兆円

重点化・効率化による額 ~▲1.2兆円

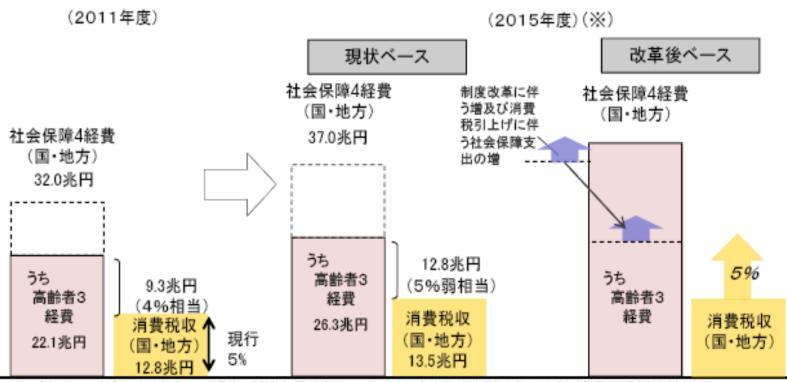
- 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の 推計
- ⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び 費用推計を総合的に整理

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

- 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み
- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保 障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)の使途の明確化(社会保障財源化)
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ 配分し、現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変 更しない
- 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引上げ
- 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成
- 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保し、まずは、 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる 安定財源を確保することとしています。



- (※) 機家においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。
- (注1) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。
- (注2) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。
- (注3)社会保障4経費とは、社会保障銘付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付益びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附側104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。
- (注4) 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

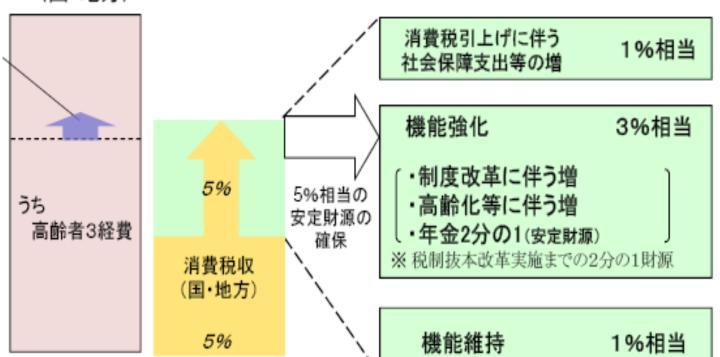
(国·地方)

(2015年度)(※)

改革後ベース

社会保障4経費 (国・地方)

制度改革に 伴う増及び 消費税引上 げに伴う社 会保障支出 の増



- (※) 成家においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。(注1)消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物質関連にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)
- (注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。
- 機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。
- 負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21 年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地 方単独事業を含めた社会保障的付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(参考)内閣府試算の概要 (「経済財政の中長期試算」平成23年8月12日 内閣府)

■ 試算前提

- ・「社会保障・税一体改革成案」を踏まえ、一つの想定として、2013年度後半から2015年度にかけて段階的に消費税率を10%まで引き上げることを仮置き
- 「復興の基本方針」を踏まえ、19兆円程度の復興歳出、財源としての時限的な財源措置(期間は5年及び10年)等を想定等

(参考)経済成長率(2011年度~2020年度の平均)

慎重シナリオ:名目1%台後半、実質1%強 成長シナリオ:名目3%程度、実質2%程度

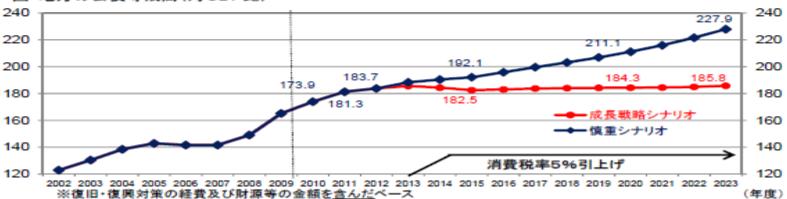
国·地方の基礎的財政収支(対GDP比)



002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 ※復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を除いたベース

※復旧・復興のための時限的財源措置期間が5年間のケース

国・地方の公債等残高(対GDP比)



※復旧・復興のための時限的財源措置期間が5年間のケース

目標達成に必要な収支改善幅(慎重シナリオ)

	国+地方					E		
	基础的财政収支 【对GDP比】		目標値 [Hisopbb]		目標達成に必要な 収支改善鑑対GDP比)	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対60P比]	目標達成に必要な 仮支改善編[対GDP比]
2010年度 🖽	▲30,8	[▲6.4%]				▲32.9 [▲6.8%]	/	
nove te de	▲ 15.4	[▲3.0%]	▲ 16.4	[▲3.2%]	目標達成	復旧・復風対策も消費	粉さ トげをしたい	長会 2015年度の開業
2015年度(3)	▲15.5 [▲3.0%] ▲ 16.5 [▲3.2%] 目標達成 独のP		復旧・復興対策や消費税引上げをしない場合、2015年度の国単 独のPB対GDPは▲約5%、国・地方合算(▲4%半ば)を0.5%					
2020年度🖦	17.6	[43.1%]	0.0	[0.00]	17.6 [3.1%]	ポイント程度下回る。国・地方合算PBが2015年度に対G ▲3%程度まで改善することを踏まえれば、国単独も半減		
	▲ 18.3	[▲3.3%]	0.0	[0.0%]	18.3 [3.3%]	(▲3.4%)に向かうとみ		

- (注1) 2010年度は2010年6月試算時の値。2011年8月試算における2010年度の値は、国土地方▲28.6[▲6.0%]。
- (注2) 2015年度、2020年度は、上段が「財源措置期間が5年間の場合」、下段が「財源措置期間が10年の場合」
 - 注記の表は、復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を除いたベース

6,デフレからの脱却、社会保障の充実、 消費税の引き上げ(その1)

- デフレからの脱却
- ① 需要不足 とりわけ内需、その太宗は個人消費 物質的には需要は飽和化(3c)
- ② 需要創造 確実に存在する分野である社会保障 (特に現物サービス)

待機待ち、慢性的労働力不足、低賃金重労働=付加価値生産性の向上こそ求められる

賃金の引き上げ きちんとした一次分配の必要性= 政府ができるのは、最低賃金の底上げ

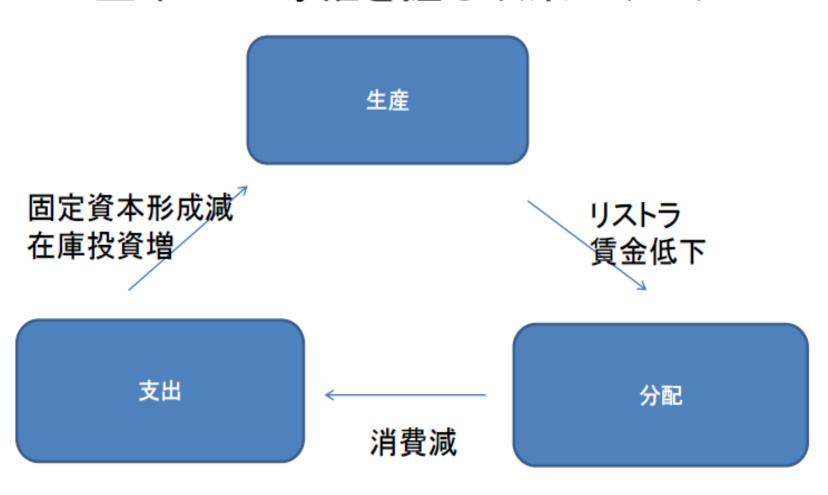
生産性という概念の再考

- 生産活動とは、生産要素(労働、資本、土地) と中間生産物を結合して付加価値を生むこと。
- ・ 三面等価の原則
 - 生産 付加価値=生産額 一 中間生産物
 - 分配 付加価値=営業余剰 + 雇用者所得
 - 一 二企業所得(留保利潤+配当)十家計所得(利子+雇用者所得)
 - 支出 付加価値=消費 + 投資

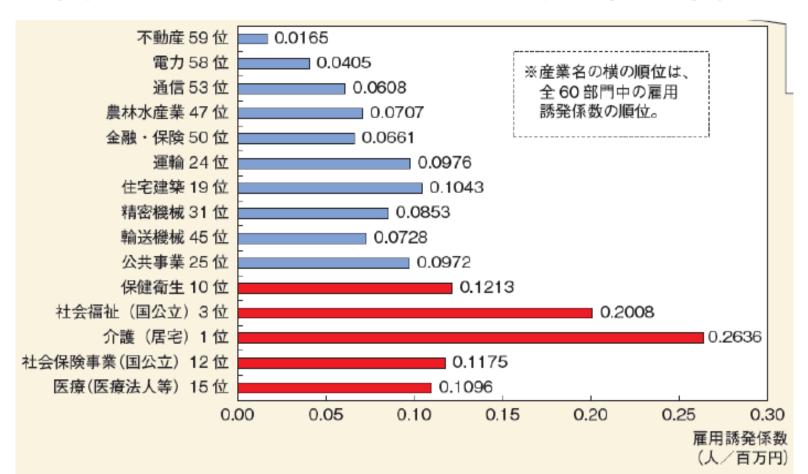
付加価値と利潤の相違

- 付加価値=生産額 一 中間投入物
- 利潤=生産額 一 費用

利潤極大化行動の合成の誤謬 企業が主導権を握る政策のリスク



介護の雇用誘発効果(単位 人/百万円)が示す 賃金が低く生産性が低いという単純な事実



資料:財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構「医療と介護・福祉の産業連関に関する 分析研究」(2010年)より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成。

(注)雇用誘発係数とは、ある産業において需要が一単位発生したときに直接・間接にもたらされる労働力需要の増加を示すものであり、一時的な生産増である「波及効果(生産誘発係数)」に対応するもの(単位は人/百万円)。 -8-

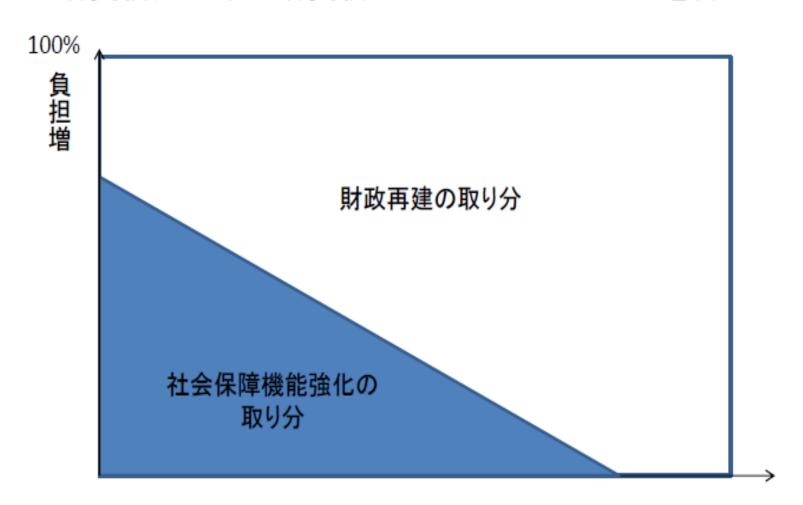
デフレからの脱却、社会保障の充実、消費税の引き上げ(その2)

社会保障の充実と財政不安の解消

- ① 拡大する財政赤字は支払わないとデフォルトする
- ② 時間が経てば経つほど財政赤字に回す分が増え、 社会保障に回す分が減少する
- ③ 社会保障の充実による雇用創出効果や内需拡大 効果、将来への不安解消効果
- ④ 社会保障分野へ所得再分配すれば、貯蓄性向の 高い層から消費性向の高い層へと再分配され、需 要拡大効果がある

財政再建と社会保障機能強化

消費税法の中に消費税引き上げスケジュールを書き込む



デフレからの脱却、社会保障の充実、消費税の引き上げ(その3)

- ・ 消費税率の引き上げ
- ① 97年引き上げは景気に対して中立、アジア金融危機、山一・北拓破たん
- ② 消費税の段階的引き上げによる価格体系全体の引き上げ
- ③ 目的税として5%の引き上げだが、社会保障機能強化だけにすべて充てられない
- ④ 2015年だけでなく2020年も見据えて、消費税率換算での将来的な必要額を提示すべき

6,この難問を野田内閣は乗り越えていけるのか

- ・ 高度成長期以降、増税を訴えた過去、消費 税成立までの苦難の歴史
- ・消費税率3%から5%の引き上げは村山内閣 で大連立政権だった
- 政府に対する信頼、税に対する信頼が確立 されているのか
- 納税者権利憲章、国税通則法改正、国税不 服審判所改革、マイナンバー導入、歳入庁